

交通事故のない安全で安心なまちへ

平成23年の市内での交通事故発生状況は右表のとおりで、事故件数が増加しています。特に10月末からの短い期間で6名の尊い命が失われ、その内2名は飲酒運転による痛ましい死亡事故でした。

交通死亡事故は一瞬にして大切な命を奪い、平和な家庭と暮らしを破壊します。特に飲酒運転は、交通死亡事故に直結する極めて悪質・危険な行為であり、絶対に許されるものではありません。

それぞれの家庭や職場、更には地域で全力をあげて飲酒運転の撲滅及び交通事故防止に努めましょう。



■年間の交通事故件数と死傷者数

	平成19年	20年	21年	22年	23年
事故件数	1,517	1,648	1,619	1,792	1,815
死者数	2	4	5	4	6
負傷者数	357	365	312	370	338

■飲酒運転追放「三ない運動」

- 酒を飲んだら車を運転しない
- 運転する時は酒を飲まない
- 運転する人には酒を飲ませない

【問合せ】 安全防災課 ☎428751 FAX431800 bosai@city.kasai.lg.jp

平成24年春季全国火災予防運動 実施期間／3月1日(木)～7日(水)

平成23年中、加西市内で29件の火災が発生しました。その内、ごみ焼き中の不注意など「焼却火」が原因となった火災が16件と半数以上を占めています。ちょっとした油断や準備不足が原因で周囲の枯れ草に燃え移り、林野火災にいたるケースも見られます。

一人一人が、慣れから生じる不注意や油断を無くすことにより、大半の火災を未然に防ぐことができます。あなたの不注意から火災を出さないようにしましょう。



■年間の火災件数と死傷者数

	平成19年	20年	21年	22年	23年
火災件数	30	24	26	42	29
死者数	1	1	0	4	0
負傷者数	7	8	4	3	1

平成23年度火災予防全国統一標語

「消したはず 決めつけないで もう一度」

【問合せ】 加西消防署予防広報担当 ☎420119

住所変更の手続きについて

引越などで住所を変更する場合、市民課窓口（市役所1階北側）に次の届出を行ってください。届出に際しては、不正防止のため、法律で届出できる人が定められています。窓口での本人確認書類の提示にご協力ください。



■戸籍・住民票など証明の請求について

届出の名称	届出の期間	届出に必要なもの	
		共通に必要な	個別に必要な
転入届 (市内へ引越する場合)	住み始めた日から14日以内	①認印 ②運転免許証など官公署が発行した有効期限内の顔写真付き本人確認書類1点※顔写真付でない場合は2点(健康保険証と年金手帳など)を提示してください。	前住所の市町村で発行した転出証明書。
転出届 (市外へ引越する場合)	引越し前または引越し後14日以内		お持ちの方は、住民基本台帳カード。 ※転出届の方で印鑑登録証がある場合は返納してください。
転居届 (市内で引越する場合)	住み始めた日から14日以内		

■届出できる人／本人、同一世帯員 ※これ以外の方が手続きする場合は委任状が必要です。

【問合せ】 市民課 ☎428720 FAX438045 shimin@city.kasai.lg.jp

4月1日から普通自動車税等の障害者減免が変更になります

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳をお持ちの方で、平成24年4月1日以降に新たに普通自動車税・自動車取得税の減免申請をされる方は、下表のとおり減免内容が変更になります。

これに伴い、家族が所有又は運転する場合の申請時に必要としていた「生計同一証明書」が不要になります。

■4月1日以降の変更内容

	変更前	変更後
対象車	家族運転の場合は、通学・通院・通勤・通所・生業のために使用する自動車	もっぱら障害者の移動手段として使用する自動車
減免率	全額(上限額の範囲内)	障害の程度や車の所有者等に応じて、全額(上限額の範囲内)または1/2減免
減免限度額	自動車税	上限額 45,000円
	自動車取得税	(装置の変更に要した額 + 300万円) × 税率
		上限額 39,500円 (装置の変更に要した額 + 220万円) × 税率

※平成24年2月末までに減免を受けられた方については変更ありません。

■制度内容及び申請時の必要書類等、詳しくは下記へお問い合わせください。

【普通自動車税】 加東県税事務所 ☎0795-42-9331 (直通)

【普通自動車取得税】 姫路県税事務所自動車取得税審査課 ☎079-233-8260、自動車取得税資料課 ☎079-281-9160

【軽自動車取得税】 姫路県税事務所軽自動車取得税課 ☎079-233-8261

固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

市で課税している土地・家屋の評価額などを記載した帳簿を下記の場所で、縦覧及び閲覧することができます。

■縦覧(市内の土地や家屋の評価額)できる方

固定資産税の納税者本人または代理人(納税者本人と同居されていない方については、納税者本人の委任状が必要) ※本人等の確認のために運転免許証等の提示をお願いします。

縦覧期間／4月2日(月)～5月1日(火)まで
(平日 8:30～17:15)

縦覧方法／コンピュータを使った縦覧です。操作方法等については税務課職員におたずねください。

■閲覧(自身の課税台帳)できる方

固定資産税の納税者本人、借地人・借家人(借地、借家人については、賃貸契約書等の権利の資格を証明できる書類が必要)又は代理人(納税者本人と同居されていない方については、納税者本人の委任状が必要) ※本人等の確認のために運転免許証等の提示をお願いします。

閲覧期間／4月2日(月)～平成25年3月29日(金)まで
(平日 8:30～17:15)

■固定資産税の口座前納を希望される方へ

固定資産税を口座振替で納めていただいている方で、前納を希望される方は、3月30日(金)までに下記にご連絡ください。ご連絡のない場合は、年4回の期別ごとの納付になります。過去に「継続的に前納の届出」のある方は、その必要はありません。

※年間の納付方法をお問い合わせするための「口座前納希望はがき」の送付は現在行っていません。

※「前納」は、1年分を一括で前もって納税する方法。「期別」は、1年分を年4回に分けて納税する方法です。

【縦覧・閲覧場所、問合せ】 税務課資産税担当(市役所2階南側) ☎428713 FAX425700 zeimu@city.kasai.lg.jp

■平成23年度国民健康保険税(普通徴収)9期の納期限は4月2日(月)です。納期内完納にご協力をお願いします。

問合せ／税務課税制担当 ☎428712